

『公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果』の概要

公の施設の指定管理者制度は、公の施設の管理について、それまで地方公共団体の出資法人や公共的団体等のみが受託可能であったのが、民間企業等も含めて指定を受けることが可能となったものです（別添参考資料）。この制度は、平成15年9月2日から施行され、平成18年9月1日をもって経過措置期間が終了したところです。本調査は、経過措置期間の終了時点における各地方公共団体における指定管理者制度の導入状況を調査したものです。

1 調査時点

平成18年9月2日現在

2 調査対象団体

都道府県・指定都市・市区町村

3 調査結果のポイント

1. 指定管理者制度が導入されている施設の数61,565施設

都道府県	7,083施設
指定都市	5,540施設
市区町村	48,942施設
合計	61,565施設

2. 全国の11,252施設で民間企業等が指定管理者に（約2割）

都道府県	825施設（11.6%）
指定都市	762施設（13.8%）
市区町村	9,665施設（19.8%）
合計	11,252施設（18.3%）

・「民間企業等」の内訳は、株式会社・有限会社11.0%、NPO法人1.7%、その他（※）5.6%
※「その他」の内訳は、企業体、医療法人、学校法人等

3. 都道府県、指定都市の施設の約5割が、市区町村の約2割が公募により指定管理者を選定

都道府県	51.2%
指定都市	48.8%
市区町村	23.7%
合計	29.1%

表1 指定管理者制度導入施設の状況

1 都道府県

(単位:施設、%)

	1 株式会社・有限会社(A)(A/G%)	2 財団法人・社団法人(B)(B/G%)	3 公共団体(C)(C/G%)	4 公共的団体(D)(D/G%)	5 NPO法人(E)(E/G%)	6 1~5以外の団体(F)(F/G%)	合計	
							導入数(G)<G/H%>	公の施設数(H)
1 レクリエーション・スポーツ施設	79 (15.3%)	223 (43.2%)	109 (21.1%)	35 (6.8%)	8 (1.6%)	62 (12.0%)	516 (86.9%)	594
2 産業振興施設	35 (15.5%)	144 (63.7%)	17 (7.5%)	12 (5.3%)	4 (1.8%)	14 (6.2%)	226 (41.9%)	539
3 基盤施設	169 (3.1%)	4,784 (87.9%)	88 (1.6%)	67 (1.2%)	27 (0.5%)	310 (5.7%)	5,445 (62.2%)	8,749
4 文化施設	25 (5.4%)	301 (65.4%)	39 (8.5%)	23 (5.0%)	21 (4.6%)	51 (11.1%)	460 (41.2%)	1,116
5 社会福祉施設	10 (2.3%)	72 (16.5%)	7 (1.6%)	337 (77.3%)	3 (0.7%)	7 (1.6%)	436 (44.7%)	975
合計	318 (4.5%)	5,524 (78.0%)	260 (3.7%)	474 (6.7%)	63 (0.9%)	444 (6.3%)	7,083 (59.2%)	11,973

2 指定都市

	1 株式会社・有限会社	2 財団法人・社団法人	3 公共団体	4 公共的団体	5 NPO法人	6 1~5以外の団体	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	123 (18.1%)	405 (59.6%)	0 (0.0%)	49 (7.2%)	16 (2.4%)	86 (12.7%)	679 (100.0%)
2 産業振興施設	14 (17.1%)	50 (61.0%)	0 (0.0%)	11 (13.4%)	0 (0.0%)	7 (8.5%)	82 (100.0%)
3 基盤施設	232 (9.9%)	1,709 (73.1%)	0 (0.0%)	279 (11.9%)	5 (0.2%)	114 (4.9%)	2,339 (100.0%)
4 文化施設	49 (6.9%)	465 (65.0%)	0 (0.0%)	135 (18.9%)	32 (4.5%)	34 (4.8%)	715 (100.0%)
5 社会福祉施設	8 (0.5%)	320 (18.6%)	0 (0.0%)	1,355 (78.6%)	16 (0.9%)	26 (1.5%)	1,725 (100.0%)
合計	426 (7.7%)	2,949 (53.2%)	0 (0.0%)	1,829 (33.0%)	69 (1.2%)	267 (4.8%)	5,540 (100.0%)

3 市区町村

(単位:施設、%)

	1 株式会社・有限会社	2 財団法人・社団法人	3 公共団体	4 公共的団体	5 NPO法人	6 1～5以外の団体	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	2,669 (26.3%)	4,485 (44.3%)	13 (0.1%)	2,031 (20.0%)	336 (3.3%)	601 (5.9%)	10,135 (100.0%)
2 産業振興施設	1,258 (21.7%)	808 (14.0%)	10 (0.2%)	3,090 (53.4%)	103 (1.8%)	519 (9.0%)	5,788 (100.0%)
3 基盤施設	1,361 (12.4%)	5,967 (54.2%)	4 (0.0%)	2,569 (23.3%)	81 (0.7%)	1,032 (9.4%)	11,014 (100.0%)
4 文化施設	496 (4.1%)	1,619 (13.4%)	10 (0.1%)	9,468 (78.3%)	197 (1.6%)	295 (2.4%)	12,085 (100.0%)
5 社会福祉施設	234 (2.4%)	912 (9.2%)	34 (0.3%)	8,257 (83.2%)	194 (2.0%)	289 (2.9%)	9,920 (100.0%)
合計	6,018 (12.3%)	13,791 (28.2%)	71 (0.1%)	25,415 (51.9%)	911 (1.9%)	2,736 (5.6%)	48,942 (100.0%)

4 全体

(単位:施設、%)

	1 株式会社・有限会社	2 財団法人・社団法人	3 公共団体	4 公共的団体	5 NPO法人	6 1～5以外の団体	合計
1 レクリエーション・スポーツ施設	2,871 (25.3%)	5,113 (45.1%)	122 (1.1%)	2,115 (18.7%)	360 (3.2%)	749 (6.6%)	11,330 (100.0%)
2 産業振興施設	1,307 (21.4%)	1,002 (16.4%)	27 (0.4%)	3,113 (51.1%)	107 (1.8%)	540 (8.9%)	6,096 (100.0%)
3 基盤施設	1,762 (9.4%)	12,460 (66.3%)	92 (0.5%)	2,915 (15.5%)	113 (0.6%)	1,456 (7.7%)	18,798 (100.0%)
4 文化施設	570 (4.3%)	2,385 (18.0%)	49 (0.4%)	9,626 (72.6%)	250 (1.9%)	380 (2.9%)	13,260 (100.0%)
5 社会福祉施設	252 (2.1%)	1,304 (10.8%)	41 (0.3%)	9,949 (82.4%)	213 (1.8%)	322 (2.7%)	12,081 (100.0%)
合計	6,762 (11.0%)	22,264 (36.2%)	331 (0.5%)	27,718 (45.0%)	1,043 (1.7%)	3,447 (5.6%)	61,565 (100.0%)

表2 指定管理者の選定手続別状況

(単位:施設、%)

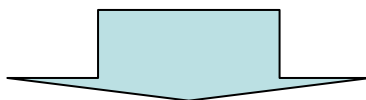
	1 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集(1・2以外)	(小計)公募により候補者を募集	4 従前の管理委託者を公募の方法によることなく選定	5 1~4以外の方法により選定	合計
都道府県	2,218	812	595	3,625 (51.2%)	3,353	105	7,083 (100.0%)
指定都市	1,838	625	241	2,704 (48.8%)	2,270	566	5,540 (100.0%)
市区町村	3,192	6,811	1,581	11,584 (23.7%)	32,286	5,072	48,942 (100.0%)
合計	7,248	8,248	2,417	17,913 (29.1%)	37,909	5,743	61,565 (100.0%)

公の施設の指定管理者制度について

①改正の内容(地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)により制度化)

(改正前)

- 公の施設の管理主体は出資法人、公共団体、公共的団体に限定
- 管理委託→使用許可は含まず



(改正後)

- 公の施設の管理主体は法人その他の団体であれば特段の制限は設けず
- 指定管理者の指定→使用許可を含む

②指定管理者制度の目的

公の施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放し、出資法人とイコールフットイングで参入することができるようにする。

具体的には、

- (1) 施設管理における費用対効果の向上
- (2) 管理主体の選定手続きの透明化(施行通知では「複数の申請者に事業計画書を提出させること…が望ましい」としている。)
- (3) 出資法人(外郭団体)の経営の効率化
- (4) 民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上

③経過措置

平成18年9月1日までに全ての公の施設について、直営か指定管理者への移行を選択